

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|-----------------------|--|---|
| 1 | 1 適用範囲 | 適用範囲～荷卸し地点到着後の混和剤・材の添加はJISマークの表示に一切関係ないということでしょうか。（過去にも質問したと思いますが） | 納入書に示されるコンクリートは、この規格に従って製造され、荷卸し地点まで運搬されたレディーミクストコンクリートであることを示すものです。購入者が納入書を確認し、JISに適合するとして製品を受領した後のコンクリートの品質の保証責任は、購入者に移ることになります。 なお、納入後に混和材料が添加されるなどの管理外の作業が行われた場合には、購入者及び生産者の双方で納入書等に記録し保管しておくことで、品質に関する保証責任の所在の判断を行うに当たっての参考になると思われます。 |
| 2 | 3.5 上澄水 附属書G G.3.2 | 安定剤の構成成分を指標にした管理方法とは、イオンクロマトグラフィーなどがあるとしているが具体的にどのようなものか？ | グルコン酸イオン及び硫酸イオンの分析値に基づく管理方法があげられます。イオンクロマトグラフィーは、これらが定量できる測定方法の一つです。 |
| 3 | 4.1 種類及び区分 | 普通コンクリートのスランブフロー管理において星取表ではフローが大きくなると強度も上げる必要があるようだが、砕石粉等を用いて分離抵抗性を確保しても低強度の高フローは不可ということか？ | 砕石粉等を用いて表1の○印のコンクリートを今回のJISマーク表示製品としました。今後、材料分離抵抗性が確保できるコンクリートの実績が増えた段階で、適用範囲の拡大が検討されることとなります。 |
| 4 | 4.1 種類及び区分 | 普通コンクリート（表1 レディーミクストコンクリートの種類及び区分）の表がよく理解できない。45～60のスランブ又はスランブフロー（cm）分かりづらい点がある。 | 普通コンクリートについては、材料分離抵抗性の確保を目的に、スランブフロー毎に呼び強度の適用範囲を限定しています。 また、高強度コンクリートの呼び強度による区分の46～49については、スランブが12, 15, 18, 21cm, スランブフローが45, 50, 55, 60cmとなります。 |
| 5 | 4.1 種類及び区分 | 呼び強度の整数での指定は46～50, 46～60と両方の説明があったが、どちらが正しいか。 | 高強度コンクリートの呼び強度による区分は、46～60の整数となります。 |
| 6 | 4.1 種類及び区分 | 普通コンの「スランブ」について、普通コンクリートの「スランブ」については認証を受けていますが、「フロー」については認証を受けないことも出来ますか？その場合、区分が分けられるのでしょうか。 | 混和材料は生産者が選定します。なお、購入者が指定する場合には、「4.1 g) 混和材料の種類及び使用量」に基づき協議することとなります。 なお、VSPの使用の有無にかかわらず規定としています。 |
| 7 | 4.1 種類及び区分 | 普通コンの「フロー」について、普通コンクリートの「スランブ」については認証を受けていますが、「フロー」については認証を受けないことも出来ますか？その場合、区分が分けられるのでしょうか。 | スランブのみの認証は可能です。また、認証の区分によらず、種類は普通コンクリートとなります。 |
| 8 | 4.1 種類及び区分 | 強度を1N/mm ² 単位で規定することには意味が無いと考えられる。コンクリートのバラツキの範囲に入ってしまう。5N/mm ² キザミでやっと管理ができると思われる。 | 高強度コンクリートの利便性を向上させるための改正です。とくに建築分野では補正值により細かく呼び強度が設定されますが、すべての呼び強度による区分表記は煩雑となるため、このような規定としました。 なお、レディーミクストコンクリート工場では、要求の多い呼び強度を選定し、工場のバラツキを考慮して製品のロットを検定できるように標準化することとなります。 |
| 9 | 4.1 種類及び区分 | 超高層建物の物件数も増加する中、軽量コンクリートのスランブ23cmあるいはフロー管理もJIS化が求められていると思いますが、今回の改正は検討されなかったのでしょうか？今後導入されるのでしょうか？ | スランブフローで管理する軽量コンクリートは、現時点で仕様書等に規定されていません。技術資料を含む全体の見直しが必要と思われるので、実施例を踏まえて今後検討したいと思っています。 |
| 10 | 4.1 種類及び区分 | 高強度コンクリートの1 (N/mm ²) きざみの呼び強度配合で、生コン工場によっては丸め方によって、呼び強度が違って同一配合になることが十分想定されます。問題はないでしょうか？（高い方のみ標準化するのは商取引の問題が生じます） | レディーミクストコンクリート工場では、要求の多い呼び強度を選定し、製品のロットを標準化します。この標準化は、各々の工場が強度のバラツキを考慮し、品質管理とロットの検査が可能な範囲で行うこととなります。 |
| 11 | 4.1 種類及び区分 | 普通コンクリートの呼び強度は高強度のように1きざみにする予定はないのか？ | 予定はありません。 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|----------------|--|--|
| 12 | 5.4 スランプフロー | スランプフローの許容差を±7.5cm, ±10cmにするとのことだが、示方書やJASS5などのその他団体規格と同様にできないか？ | 実績及び市場の要求度合いを勘案して規定しました。 |
| 13 | 5.4 スランプフロー | 材料分離を生じてはならない旨の規定があるが、抽象的で数値で表記出来ない規格は現場の混乱を招くので試験方法を規定した方が良いのではないか。それが出来ない場合は削除した方がベター。 | 現時点では標準化された材料分離抵抗性の評価方法がないため、JIS A 1150の規定に基づき、目視で材料分離の有無を判断することを規定しました。解説に示すような標準見本及び/又は限度見本を用意して、材料分離抵抗性を判定してください。 |
| 14 | 8.2 骨材 附属書A | 溶融スラグは実績がないから見送ったとあるが現状JIS（又は大臣認定）以外の生コンはほぼ需要が無いと思われるがJISが先に規定される事が望ましいのでは？ | 市場での流通状況と要求度合いを勘案しつつ、今後検討していくこととなりました。 |
| 15 | 8.2 骨材 附属書A | フェロニッケル骨材をモルタルバー試験を行うことまでして使用しなければならない事情があるのか。 | 資源を有効活用していくためには、スラグ骨材等の産業副産物を積極的に利用することが望まれています。JIS A 5308ではその使用を制限することは考えておりません。スラグ骨材の使用の適否は、まずは該当するJISに従います。 |
| 16 | 8.2 骨材 附属書A | JIS A 5011-〇には規定がありつつJIS A 5308:2019では削除とあるが整合性がありません。引用規格との整合をした上で改正してほしい。 | JIS A 5308では、JIS A 5011に適合するスラグ骨材を対象とし、これに加えて附属書A A.5 a)～f)の規定を満たすことを要求しています。 |
| 17 | 8.2 骨材 附属書A | JIS A 5011-4粗骨材の微粒分が現同規格と整合されておりませんが。 | 同上 |
| 18 | 8.2 骨材 附属書A | JIS A 5011-4(電炉スラグ骨材)について粗骨材の微粒分について、微粒分量が規定されている細骨材も同様に2.0%と規定されているが、なぜそちらは残ったままなのでしょう？ | 同上 |
| 19 | 8.2 骨材 附属書A | 電気炉酸化スラグ骨材の生産工場より直接納入については、審議されていないのでしょうか？ | 審議しましたが、市場での流通状況と要求度合いを勘案しつつ、今後検討していくこととなりました。 |
| 20 | 8.2 骨材 附属書A | 今回のパブリックコメントで数件電気炉酸化スラグ骨材についてコメントがあったはずですが審議されていないのでしょうか？ | 同上 |
| 21 | 8.4 混和材料 | 普通コンクリートにスランプフロー域の混和剤として増粘剤入り一液タイプでJIS A 6204の適合品であれば使用してもよろしいですか？ | 化学混和剤はJIS A 6204に適合するものであれば、種類、成分、性能等に制限を設けてはおりません |
| 22 | 8.4 混和材料 | 普通コンクリートの区分にフロー45～60cmが追加されたが、一液型分離低減剤が前提であるのか。 | 同上 |
| 23 | 8.4 混和材料 | 砕石粉には、スラグ破砕粉（150μmアンダー）も含まれるのでしょうか？ | JIS A 5041（砕石粉）では、砕石及び砕砂を乾式で製造する際に同時に発生する石粉が対象となっています。 |
| 24 | 9.4 運搬 | 配合計画書の備考に「運搬時間の限度を変更した場合の時間」を記入する文言が追加されているが変更を必要とした時、その延長した限度時間内まではJIS表示品と認識して良いのか。その場合、自工場で行った基礎資料さえ整えておけば認証機関まで事前に届けておかななくても良いのか。 | 協議によって購入者が指定した運搬時間の限度内であればJISマーク表示製品と扱われます。なお、社内規格で運搬時間の延長を認めないことを規定している場合には、JISマーク表示製品として扱うことはできません。 |
| 25 | 10.2.1 圧縮強度 | 10.2.1 圧縮強度に公称の寸法について、精度の確認された型枠がφ10×20の型枠で仮に実際の直径が「99.6mm」だったとしても圧縮強度の計算では供試体の直径を「100mm」として計算しても良いという事なのでしょう？ | JIS A 1132の4.5に規定される許容差を満足する型枠で作製された供試体については、計算に用いる直径を公称寸法100mm, 125mm, 150mmのいずれかを用いることができます。 |
| 26 | 10.2.1 圧縮強度 | 精度の確認された型枠を用いて作製された供試体はJIS A 1132の4.5に示される各項目の測定を省略しても良いとなっていますが精度の確認された型枠とは直径・高さ・平面度の検査の事なのか直角度は含まれるのでしょうか（90°±0.5°）。供試体の形状寸法の許容差には直角度の規定があると思いますが。 | JIS A 1132の4.5 a), b), c)に規定される寸法、平面度、直角度の確認が必要です。 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|------------------------------|--|---|
| 27 | 10.2.1 圧縮強度 10.2.2 曲げ強度 | 養生水槽の温度管理 $20^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ について 当工場では施行用のセメントミルク供試体の み水槽で養生を行っていますが、それでも $20\pm 2^{\circ}\text{C}$ の管理が必要ですか。 | JIS A 5308に規定されるレディーミクストコン クリートへの要求事項です。 |
| 28 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | 普通コンのフロー区分の材料分離の判定がフ ロー試験の目視となっているが、経験上フ ロー板上で分離に見えるのはかなり分離して いるのではと思われます（意見です）。ゼネ コンとしては材料分離したフローコンによる 不具合が発生するとフローコン自体の普及が 難しくなるのではと危惧しております。 | 現時点では標準化された材料分離抵抗性の評 価方法がないため、JIS A 1150の規定に基づ き、目視で材料分離の有無を判断することを 規定しました。 JIS A 5308では、JIS A 1159及びJIS A 1160 を引用しておりません。JIS A 5308の解説に 示すような標準見本及び／又は限度見本を用 意して判断ください。 なお、目視による確認に加えて、別の方法を 行う場合、採用する方法は自由です。 |
| 29 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | スランプフローの材料分離抵抗の評価とし て、目視で確認する方法は、具体的にどの方 法で判断すべきか明確でないがJIS A 1160の 材料分離抵抗性の目視の評価基準を用いて判 定する（記録に残す）型式は管理上不十分と なるのか？（JIS A 1160は引用規格に入っ ていないが、これが活用できるのか？） | 同上 |
| 30 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | 普通コンクリート区分のスランプフローを標 準化する場合、工場が準備する基礎的資料は 目視検査が規定されていることから、分離し ていない状態と分離している状態の写真にな ると思う。また、増粘剤を用いた場合はJIS A 1159、JIS A 1160による評価資料も必要 か？また、それ以外の資料で必要なものは あるか？（JIS A 1011で写真、動画の説明あ り）増粘剤を用いない粉体+高性能における 分離抵抗性評価方法の参考例はありますか？ | 同上 |
| 31 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | フロー区分の分離抵抗性評価方法は、目視以 外の方法は任意の方法で良いか。 | 同上 |
| 32 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | スランプフローの目視の結果は写真等で記録 を残す必要はありますか？ | JIS A 5308では、写真等の記録を残すことを 規定しておりません。 なお、材料分離の判定に標準見本及び／又は 限度見本を用いる場合には、必要となりま す。 |
| 33 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | 材料分離を判定する写真もバックデータとし て必要となりますか（標準見本）。 | 同上 |
| 34 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | Jリングフロー試験についてですが、今回改 正された普通コンクリートのスランプフロー 管理を行うコンクリートにもJリングフロー 試験を使用しても構いませんか？ | JIS A 1150（スランプフロー試験方法）で行 うことのみを規定しています。 JIS A 1159及びJIS A 1160を引用しており ません。 |
| 35 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | スランプフロー試験とJリングフロー試験は 両方する必要がありますか？スランプフロー 試験だけではだめですか？ | 同上 |
| 36 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | JIS A 1160及びJIS A 11159並びに追加フ ローについて、フロー45cmは分離有無は目視 で良いとして、フロー50cmでJリング試験の 実施の有無等の条件について詳しく解説が あった方が良かったと思う。フロー 45cm+7.5cm=52.5cmでフロー45cmもJリング試 験は必要？等。 | 同上 |
| 37 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | Jリングフロー試験の実施は、配合設計時だ けで良いのか打設受入の都度するのか？ | 同上 |
| 38 | 10.4 スランプフロー 11.3 スランプフロー | 「スランプフロー」の「フロー値」と「目 視」はAND規定でしょうか。 | スランプフローが許容差の範囲内であり、か つ、目視により材料分離が生じていないと判 断されることが必要です。 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|-------------|--|---|
| 39 | 10.6 塩化物含有量 | 塩化物含有量測定器具とはカンタブも含むのか？ | JIS A 5308では、精度が確認された塩化物含有量測定器具を使用することができます。カンタブ（標準品）は技術評価を受けていますので、使用することができます。なお、カンタブ（低濃度品）等、技術評価を受けていない器具の扱いにつきましては、現在、技術評価を行う機関がないため、評価方法を含めて、次回の検討課題にしたいと思います。 |
| 40 | 10.6 塩化物含有量 | 塩化物含有量測定器→塩化物含有量測定器具とあるがJIS Q 1011では塩化物測定装置となっている。どちらが正しいのか？どちらでも良いのか？ | JIS A 5308の塩化物含有量測定器具とJIS Q 1011の塩化物含有量測定装置は同じものです。次回の改正で整合化を検討いたします。 |
| 41 | 10.6 塩化物含有量 | 塩化物含有量測定器の呼称を「塩化物含有量測定装置」に改めるとあるが、JIS A 5308の改正では「塩化物含有量測定器具」とある。整合性がないがどうか。 | 同上 |
| 42 | 11.2 強度 | 高流動コンクリートはあくまで普通コンクリート扱いなので製品ロットは呼び強度毎に150m ³ /回、ロット/450m ³ で管理すると理解して良いか。 | 普通コンクリートに区分されるスランプフローで管理するコンクリートは、呼び強度毎に150m ³ /回で試験を行い、450m ³ /ロットで検査します。 |
| 43 | 11.2 強度 | 1Nきざみで呼び強度を出荷した場合に管理図を作製することで良いか。 | 高強度コンクリートを呼び強度による区分で出荷した場合は、それぞれの呼び強度についてロットの管理と検査を行う技術資料を用意することになります。 |
| 44 | 12.1 配合計画書 | 公共工事、大きな民間物件以外での生コンの納入については殆どが配合計画書の要求もないし、提出もしていません。これらに関しては本当にJISマークを付けないで出荷してよろしいでしょうか。配合計画書の提出はなくてもJISマークをつけて納入したいのですが、「配達に先立って～」の文言を削除してもらうわけにはいかないでしょうか。 | 配合計画書は、レディーミクストコンクリートの配達に先立って提出しなければなりません。 |
| 45 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書における指定事項（必須）ですが、使用コンクリートを決定する時点で確定する項目であり、この欄を設ける必要があるのか。ASRについては従来通り指定事項に組み込めばいい。 | レディーミクストコンクリートの発注にあたり、「購入者が協議の上指定しなければならない事項」と「必要に応じて指定する事項」を識別し易くするための様式の改正です。 |
| 46 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書の指定事項（必須欄）はテキストの例のような表示でよいですか？教えてください。 | 指定事項（必須）を含めて、表10に従った様式としてください。 |
| 47 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書の任意については極論、無記入でもJIS違反にならないということでしょうか？ | 今回の改正では、配合計画書の様式に従います。指定することが必要な場合には、“－”，“なし”等を入力することによって、記載漏れでないことを明確にしてください。 |
| 48 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書の必須事項は必ず記入しないといけないのはわかりますが、任意の所ではJISで決められている事（塩化物含有量など）と呼び強度の保障、空気量は記入しないで良いですか。近隣の工場では記載している工場と記載していない工場がありますので明確な答えがほしいと思います。 | 同上 |
| 49 | 12.1 配合計画書 | 表-10配合計画書の（任意）指定事項に空欄がなくなっているが「g)その他必要な事例」の記載が必要な場合はどのように対応すれば良いのですか？ | 備考欄を活用してください。 |
| 50 | 12.1 配合計画書 | 1)配合計画書について、使用材料欄の記載による項目が多いため一括して簡単にしてはどうですか。配合計画書が狭く（A4サイズ）読みづらい（年々増加している）。 | 購入者への情報提供を充実させるため記載事項を多く定めています。わかりやすさ（読みやすさ）につきましては、引き続き検討したいと思います。 |
| 51 | 12.1 配合計画書 | 表10 配合計画書において、使用材料の混和材の欄は行の追加によって追加できると思いますが、配合表における混和材を追加する場合はどのようにするのでしょうか。具体的に示してもらいたい。 | 骨材と同様に混和材の列を追加し、混和材①、混和材②と記入します。 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|------------------------|--|---|
| 52 | 12.1 配合計画書 | 備考欄の骨材の質量混合割合、混和剤の使用量を断り無しに変更しない場合は記載しなくて良いか。 | 日々のコンクリート温度や運搬時間の変動へ適切かつ迅速に対応するためには、軽微な修正であることを前提として、あらかじめ購入者に配合修正の可能性があることを、伝えておく必要があります。軽微な配合修正であっても、この記述がない場合には修正の都度、購入者の確認が必要となります。 |
| 53 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書様式に運搬時間の限度を変更した場合の時間の単位が「時間」と限定されていますが「分」の単位は使えないのでしょうか。運搬時間の確認は「分」で行っておりその方が分かりやすいと考えます。 | 運搬時間は、「分」で表記しても構いません。 |
| 54 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書のコンクリート温度は、荷降ろし時か出発時かもしくは業者が指定できるのか？ | 購入者と生産者で協議した「荷卸し時」のコンクリート温度を記入します。 |
| 55 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書について、アルカリ総量計算書の下に注a)～u)までの記載があるが、これはJIS規格を読む人向けの注記(説明文)であり、実際に使用者に提出する配合計画書に記載する必要は無いと考えるがどうか？ | 購入者が配合計画書の内容を確認する上で必要になります。 なお、購入者が配合計画書の内容を理解し、確認できる場合には、従来どおりの対応で構いません。 |
| 56 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書について安定剤を使用しない場合は全アルカリ量の中の安定剤計算式そのものを記入しなくて良いのか？ | R _r の値は、“0”又は“-”と記入し、計算式を記載する必要はありません。 |
| 57 | 12.1 配合計画書 | 計画書のアルカリ総量計算表で追加された⑥の行で付着モルタルと安定化スラッジ水で計算式は記載せずに共有しても問題はないか？ | 計算式を記載する必要はありません。 なお、付着モルタルと安定化スラッジ水を同時に使用することは、想定しておりません。 |
| 58 | 12.1 配合計画書 | アルカリ総量の計算表について、安定剤の全アルカリ量の計算の元となる値が配合計画書に記載されておらず、使用者から問い合わせがあった際に答えようがないのではないか。 | 試験成績表に安定剤中の全アルカリ量が記載されます。 |
| 59 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書の変更で既に提出している(旧配合計画書)ものは、新しく提出しなければならないのか？ | 提出し直す必要はありません。 |
| 60 | 12.1 配合計画書 | 西暦へ切替後の計画書(過去分)の再発行は平成で出さないといけないのか？ | 発行時と同じ表記のものを提出します。なお、システムの改修等で同じ表記のものが発行できない場合は、再発行の依頼者(購入者)に確認する必要があります。 |
| 61 | 12.1 配合計画書 | 計画書の標準の様式から標準が抜けたことによる影響を詳しく教えて下さい。 | 骨材及び混和材の記入欄を増減する以外の変更は認められません。 |
| 62 | 12.1 配合計画書 | 今年度、元号が変更になりますが、どのように対応するのか？元号が変更になり次第だちに変更するのか？猶予期間が設けられるのか？ | できるだけ速やかに様式を変更してください。 |
| 63 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書で「平成」を5月からどのように運用したら良いか？改元までに変更しなければ(6ヶ月間の猶予があるが)ならないのか。昭和から平成のときは取り消し線に対応したと聞いている。 | 同上 |
| 64 | 12.1 配合計画書 | 配合設計書は様式のため記載内容の変更ができない。本年5月より元号が変わるがJIS 5308(2014)では配合計画書の元号は平成であり、それまでに変更届の提出ができない場合の対応はいかがしたらよいのかお教え願いたい。 | 同上 |
| 65 | 12.2 納入書 | レディーミクストコンクリート納入書の年月日について、現在当工場でも使用している納入書には「平成」と印刷されています。本年5月1日以降、元号が変わりますが、この印刷されている「平成」に訂正線を引いて、新元号または西暦で発行してもJIS上では問題ありませんか？ | 同上 |
| 66 | 12.2 納入書 | JIS A 5308の現行の納入書には「平成」の記載があるが、5月以降、西暦表示でそのまま使用できますでしょうか？(移行期間内) | 同上 |
| 67 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書、納入伝票等の(変更の)タイミングは協組で統一となるのか。 | 同上 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|------------------------|---|--|
| 68 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書と納入書をいつから変更するの か？ | 同上 |
| 69 | 12.1 配合計画書 | JIS A 5308対比表の配合計画書を見ると元号 が無くなっているが、今後は西暦になるの でしょうか？ | 元号、西暦のどちらを表記するかは、生産者 の判断で構いません。なお、西暦での表記を 明文化することは、将来的に西暦の表記が一 般化した時点で再検討いたします。 |
| 70 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書の様式及び伝票の様式について、 和暦から西暦への変更は行わないのでしょ うか。 | 同上 |
| 71 | 12.1 配合計画書 | 元号が決定した場合は配合計画書等は元号を 入れた方が良いのか。 | 同上 |
| 72 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書の平成〇年〇月〇日の元号表記を 西暦表記でも良いか？ | 同上 |
| 73 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書と納入書の日付は西暦と和暦のど ちらでも良いのでしょうか？ | 同上 |
| 74 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書及び納入書の年号を西暦表記で表 しても良いのですか？ | 同上 |
| 75 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書、納入書の日付から年号（平成） が削除されましたが、新元号と西暦のど ちらを使用すべきでしょうか。もしくは推 奨されるのはどちらというものはありま すか。 | 同上 |
| 76 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 社内規格に記載されている平成（元号）の部 分を西暦表示で対応することは可能か？ | 同上 |
| 77 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 年号が5/1に新しくなるが、納入書及び配合 計画書の改正日を5/1とする必要があるの か。改正しない場合は、5/1以降も平成31 年で発行して良いのか。 | できるだけ速やかに様式を変更してくださ い。 なお、5/1以降は西暦、若しくは新しい元号 で発行することになります。 |
| 78 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | フライアッシュをセメント外割りで使用した 場合も結合材の一部と考え、水セメント比及 び水結合材比を配合計画書に記入しても良 いのですか？ （貧配合及び高炉セメントB種等の場合、初 期強度を担保する等の目的のためセメント の内割ではなく、砂の置換で外割とする。） | 水セメント比の欄にはセメントだけの質量に 対する水の質量の比を記入します。これに 対して、水結合材比の欄には、セメントと結 合材として使用する8.4に規定する混和材の 分を合計した質量に対する水の質量の比を 記入します。 なお、JIS A 5308では混和材を細骨材の一 部として使用することは想定しておりませ ん。 |
| 79 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書等（表10）、納入書（表11）の記 入方法として、膨張材を結合材として使用 している場合は、水結合材比と水セメント比 の両方を記載しても良いとされています。混 和材を結合材としてみなしているのではな いでしょうか？（両方記載 する場合）又は水セメント比は通常の定義 である水結合材比より大きな値を記入する のでしょうか？ 例えば、水セメント比55% 水結合剤比55% と同じ値になるのでしょうか。 | 水セメント比の欄にはセメントだけの質量に 対する水の質量の比を記入します。これに 対して、水結合材比の欄には、セメントと結 合材として使用する8.4に規定する混和材の 分を合計した質量に対する水の質量の比を 記入します。 |
| 80 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 膨張材を結合材として使用した場合、水結 合材比と水セメント比の両方を記入すると ありますが、膨張材をセメントと置換して （セメント+膨張材）を結合材で配合して いるとき、水セメント比に記入する数字は （結合材-膨張材）と水の比で、単純計算で 良いのでしょうか。 水=160kg セメント=320kg 膨張材=20kg 普通の配合=水セメント比 160/320=50% 内割計算=水結合材比160/(300+20)=50% 内割計算時の水セメント比160/300=53.3% 計量値からの単純計算？ | 同上 |
| 81 | 12.1 配合計画書 | 混和材使用後のW/C、W/Bの二重表記につ いて、例えばW=150kg、混和材に50kgの ときは、W/Bは150/350で42.6%ですが二 重表記ではW/Cは50%、W/Bは42.6%の 2つを記入することで良いのでしょうか？ | 同上 |
| 82 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 膨張材をセメントの内割として使用する場 合、水セメント比と水結合材比の欄には同 じ数値を記入して良いか。 | 混和材を結合材として用いた場合、水セ メント比欄と水結合材比欄は同じ値にな りません。 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|------------------------|---|--|
| 83 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 結合材比と水セメント比は同値で良いのか？ | 同上 |
| 84 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 混和材の内割，外割（細骨材置換）でW/C，W/Bはどのように考えれば良いのか？ | 水セメント比の欄にはセメントのみの質量に対する水の質量の比を記入します。これに対して，水結合材比の欄には，セメントと結合材として使用する8.4に規定する混和材の分を合計した質量に対する水の質量の比を記入します。 なお，JIS A 5308では，混和材を細骨材の一部として使用することは想定しておりませんので，混和材を結合材として使用しない場合は，水結合材比の欄には記入しません。 |
| 85 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 混和材をセメントの代替（セメントの内割）使用した場合は，その混和材は結合材として扱うことは理解できるが，この混和材を細骨材の代替（細骨材の内割）として使用した場合は結合材として扱うのか否か？ | 同上 |
| 86 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 膨張材を結合材として使用した場合，外割（砂の置換）のときも水結合材比を入れないとならないのか？ | 同上 |
| 87 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書/納入書においてフライアッシュを結合材として使用しない場合（細骨材として扱う場合），水結合比の記入は必要ないという事で良いでしょうか？ | 同上 |
| 88 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書及び納入書の記入方法について，当工場はフライアッシュを砂置換として使用しています。あくまでも砂置換として使用しているため，結合材として使用していないため，水結合材比及び水セメント比の両方を記入するのはおかしいと考えます。水セメント比のみの記入で良いではないか？ | 同上 |
| 89 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書の指定事項に「水セメント比の目標値の上限値」がありますが，混和材を結合材として使用した場合，水セメント比を水結合材比と考えてもよろしいですか？ | JIS A 5308では水セメント比を，セメントだけの質量に対する水の質量の比と考えています。結合材の量を指定する場合には，「4.1 g) 混和材料の種類及び使用量」を協議することになります。 |
| 90 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 結合材は高炉セメントB種を使用した場合でも記入するのか？ | 記入する必要はありません。 |
| 91 | 12.2 納入書 | 付着モルタルを使用する時は納品書の安定化スラッジ使用欄への記入は要る？不要？ | 納入書への記入は必要ありません。配合計画書の備考欄に記入してください。 |
| 92 | 12.1 配合計画書 | 配合計画書に記載する安定化スラッジ水使用の有無についてどのレベルで記載するのか？工場に安定化スラッジ水を利用/管理する設備があれば必ず有か？配合計画書に安定化スラッジ水の使用有無を判断して都度記載するのか？ | 設備を保有している場合であっても，安定化スラッジ水を使用しない場合は「無」を円で囲むか「有」に取消線を記入又は印字します。設備を保有しない場合も同様です。また，納入書も同様です。 |
| 93 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 安定化スラッジ水の有無について，「○で囲む」と説明があったが「安定化スラッジ水の使用：無し」または「安定化スラッジ水の使用：有り」ではだめなのか？また，「安定化スラッジ水」を使用しない場合も納入書に「安定化スラッジ水」使用の有無の記入をしなければならないのか？ | 「どちらかを円で囲む」，「どちらかを消す」のいずれでもかまいません。対応できる方法で記載して下さい。 なお，この位置に，生コンクリートの購入の方が誤解なく認識できる表現（例えば，“安定化スラッジ水は使用しない”等）があれば，“○で囲む又はどちらかを消す”以外の方法でも構いません。 |
| 94 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 配合計画書，納入書の「安定化スラッジ水の使用の有無」については「有」もしくは「無」のいずれかを表示することを想定されていますか。もしくは「有・無」のいずれかを丸囲みや取消し線で表示することを想定されていますか。 | 同上 |
| 95 | 12.2 納入書 | 納入書の安定化スラッジ水を使用しない場合も表記しなければならないのか？ | 同上 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|------------------------|--|--|
| 96 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 「～スラッジ水の使用有無」の表記方法は？ 「安定化スラッジ水使用無し」と文章で記入して良いのか？それとも「安定化スラッジ水の使用の有・無」の無を丸で囲むなどの記入をしなければならないのか？ | 同上 |
| 97 | 12.2 納入書 | レディーミクストコンクリート納入書で「安定化スラッジ水の使用の有無」が追加になりましたが有無のどちらかを丸印で囲まなければいけないのでしょうか。その場合、印字・手書きの他にあらかじめ印刷で対応しても良いのでしょうか。 | 同上 |
| 98 | 12.2 納入書 | レディーミクストコンクリートの納入書の件ですが、安定化スラッジ水の使用の有無の記入が必要になったとあります。この場合、将来全く安定化剤を使用する可能性が無い工場の場合、「安定化スラッジ水の使用無し」と直接印刷して対応しても良いのでしょうか。（印字で有無の選択を行わない対応） | 標準の様式として、表11が規定されていますので、この表に従ってください。 なお、生コンクリートの購入者の方が誤解なく認識できる表現（例えば、“安定化スラッジ水は使用しない”等）があれば、“○で囲む又はどちらかを消す”以外の方法でも構いません。 |
| 99 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | 安定化スラッジ水の使用の有無について使用していないのに配合計画書には必ず表記するようになっているが、納入書も必要ですか。 | 同上 |
| 100 | 12.2 納入書 | 納入書について、備考欄に「安定化スラッジ水の使用無し」と記入すれば現在 試用 使用 している納入書を使用し続けても良いか？ | 同上 |
| 101 | 12.2 納入書 | レディーミクストコンクリート納入書で「安定化スラッジ水の使用の有無」欄を設けたとありますが「標準様式」ともあります。使用しない場合でも欄は必要ですか？ 備考欄に「安定化スラッジ水不使用」と記入すれば欄は不要でしょうか？納入書を変更する場合の使用開始日、移行期間はどうなりますか。 | 同上 |
| 102 | 12.2 納入書 | 納入書の標準様式の変更に関して、現行様式の伝票在庫を極力使用したいが、「安定化スラッジ水の使用の有無」を印字出力する方法で使用しても良いか？（荷受職員、出荷係の認印欄は現行のまま使用） | 同上 |
| 103 | 12.2 納入書 | 納入書様式はそのまま使用しなければいけないのか？「安定化スラッジ水の使用の有無」の項目は枠内にカッコ内文章を記載しないとイケないのか？ 例えば備考欄にスラッジ水を使用しないと明記した一文を印刷でOKなら、印字装置の改造点が減り費用が下げられる可能性があるため。 | 同上 |
| 104 | 12.2 納入書 | 「安定化スラッジ水使用の有無」を納入書の「回収骨材置換率」の行の右端の空欄を記入欄にして表示するよう変更されているが、現行様式の在庫が十分にあり廃棄するよりも印字等で対応したい。その場合、表示箇所の枠が小さいため、小さい文字や2行にわたって枠内に表示してもよいか。または備考欄の「配合の種別」の下あたりの空いているところに「安定化スラッジ水使用の有無」を印字等により表示して対応しても良いか。 | 同上 |
| 105 | 12.1 配合計画書 12.2 納入書 | スラッジ水の使用の有無についてスラッジ水を使用していない工場においても表記が必要か？また、配合計画書でスラッジ水の使用の有無を報告する事になっているが納入書においても表記が必要か？ | 同上 |
| 106 | 12.2 納入書 | メビウスループの使用材料名の記号及びその含有量を付記する点について表12リサイクル材では附属書F付着モルタルは該当しないという判断になっていますでしょうか。 | 附属書Fに規定する付着モルタルは対象ではありません。 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|--------------|--|---|
| 107 | 12.2 納入書 | メビウスループの表示について。表示内容を証明できる管理データ、試験データなどの書類とは上澄水の場合、水の試験表で良いか。 | 表C.2に規定する「回収水の品質試験結果」と回収水の計量記録が該当します。 |
| 108 | 12.2 納入書 | 「リサイクル材」ではレミコン納入者は「メビウスループを～表示することができる」とあり、JIS A 5361製品の表示6では、「メビウスループは表示しなければならない」とある。この違いについて理由を含め教えて欲しい。 | JIS A 5308では生産者と購入者との環境コミュニケーションの推進を目的に、購入者の意思で環境ラベルを表示できるようにしています。JIS A 5361につきましては、原案作成団体にお問い合わせください。 |
| 109 | 12.2 納入書 | 回収骨材を使用する場合、メビウスループを表示する際の含有率をどのように付記すれば良いか。具体的に例示してほしい。B方法は目標回収骨材置換率となるがA方法の場合は5%以下なので、その表記方法を示してほしい。 | メビウスループに付記される含有率は、含有率が分かるように記載しなければなりません。なお、A方法で使用する場合には「A方法」と記入してください。 |
| 110 | 12.2 納入書 | メビウスループの表示位置。 | メビウスループの表示位置に規定はありません。 |
| 111 | 12.2 納入書 | 本改正で呼び強度、スランプフローが追加されるが、高流動や高強度の大臣認定配合の配合計画書を提示する際に、JISの組み合わせと一致した場合、「JISマーク非表示」等の記載をし、JISとの識別を図ったほうが良いか。 | 購入者の要求が大臣認定品を取得したコンクリートの場合には、JISマークを削除します。なお、詳細は性能評価機関にお問い合わせください。 |
| 112 | 附属書A | 砂の定義を明確にしてほしい。 | 砂の定義はJIS A 0203を参照してください。 |
| 113 | 附属書A A.10 p) | 骨材の塩化物量試験で試薬が変更になります。当社は年に1回外注で対応しております。6か月の猶予があると思いますが、4月から9月までに外注した機関でクロム酸カリウムを使用して検査を行った場合、9月以後の成績表は有効とみていいのでしょうか。自社でなければどの試薬で検査が行われているかわからないので確認しておきたいです。 | 移行措置期間中の試験頻度に変更はありません。試験頻度が「1回以上/12か月」の骨材であれば、試験成績表の有効期間は最長12ヶ月となります。 |
| 114 | 附属書A A.10 p) | クロム酸カリウムの副作用による障害はなんのでしょうか。 | 製造業者が発行するSDS（安全データシート）をご確認ください。 |
| 115 | 附属書A A.10 p) | A10細骨材の塩化物量試験で、電位差滴定などで試験を実施し、機器の定量範囲以下の試験結果であった場合、試験結果の表示はどのようにすれば良いのか？ | 測定器の最小目盛を、測定値として扱います。 |
| 116 | 附属書E E.5.3 | 軽量型枠の試験について、測定は供試体ではなく、型枠の底盤の平面度、側板の直角度を測定したらいけないでしょうか？また、ダイヤルゲージ以外、デジタルで直角度測定しても良いのでしょうか。 | 今回の改正審議では、附属書E及びJIS A 1132に関連する軽量型枠については、データ不足で審議できませんでした。要求度合いを勘案し、データの蓄積を今後検討したいと思います。 |
| 117 | 附属書E E.5.3 | JIS A 5308附属書EとJIS A 1132について附属書Eでは供試体の直角度・平面度の測定器具（装置）が具体的に表記されていますが、1132では特に測定方法については書いてありません。将来的に使いやすさや仕事の省力化等を考えた時に繰り返し使用できる軽量型枠の使用を検討していますが測定器具の購入やその後の維持管理（校正等）の負担が大きいので足踏み状態です。スキマゲージ（平面度）直角度計（直角度）などを使用した検査ではダメなのでしょうか？上記の器具を使った場合は供試体検査をロット（任意の3個）ではなく全数検査にするなどにしても構わないと思います。 | 同上 |
| 118 | 附属書G G.8 | 安定化スラッジ水の計算式にある530, 0.06, 4, 1.8の意味がJISに明記されていないと計算に利用出来ないのではないかと明記してほしい。 | JIS A 5308：2019の解説に記載しております。 |
| 119 | その他 | 高強度コンクリートに関し、設計強度+S値を明記した方が良いのでは。顧客側で注文を間違える可能性がある。 | 呼び強度の指定は、各分野の工事に用いられる仕様書等に基づいて行われるもので、JIS A 5308に明示するものではありません。 |

| No. | 箇条番号 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|------|---|--|
| 120 | その他 | 高強度コンクリートのS値について、大臣認定品では、各工場共実験データで個別に決めていたと思われるが、新JIS高強度コンクリートでも各工場で実験を行い、S値を示していただけるのか？それとも購入者側でJASS5や告示第1102を参考に決めるべきなのでしょうか？ | S値はJIS A 5308の適用外です。 |
| 121 | その他 | 間隙通過性の評価において、PJ値とブロッキング値の両方評価しなければならないのか？どちらか一方で良いのか？フロー45cmはJリングフロー試験は行わなくて良いのか？ | JIS A 5308では、スランプフローで管理するコンクリートのみについて規定しており、JIS A 1159及びJIS A 1160を引用していません。 |
| 122 | その他 | 新JIS A 5308の引用規格にないJIS A 1159及び1160はスランプフロー管理する場合において「運営上は必要無い」で宜しいでしょうか。*顧客要求等は考慮しない。 | 同上 |
| 123 | その他 | JIS A 1159について判定基準はGmaxに関係なくフロー値ごとの基準のみですか？ブロッキング値とは何でしょうか。中心部高さ-（4箇所の高さの平均値）= $x \leq 75\text{mm}$ の意味でしょうか？（当社はJIS A 5373の製品メーカーですが高流動コンクリートを使用することもあるので質問しました） | 同上 |
| 124 | その他 | Jリングフローの「J」とは何の略か？ | 原案作成団体にお問い合わせください。 |
| 125 | その他 | コンクリートを受け入れるゼネコンとして注意することを知りたいです。 | JIS A 5308及びJIS Q 1011に規定していません。 |
| 126 | その他 | 安定化スラッジ水、回収骨材を使用するメリットを教えてください。安定剤やスラッジ水を管理する上での設備投資など金銭面においてデメリットしか考えられません。 | 昨今のJIS A 5308改正では、環境負荷低減を推進するために、スラッジ水や回収骨材等を積極的に利用することが望まれています。 |
| 127 | その他 | JIS A 1159でスランプコーンに試料を入れる時、スランプコーンをどう押さえば良いのか？また、引き上げ時間が2～3秒となっておりますが、Jリング試験装置にスランプコーンが当たりますか。 | JIS A 5308では、JIS A 1159を引用しておりません。JIS A 1159をご確認ください。 |
| 128 | その他 | 7月1日に産業規格に変わるが7月1日より納入書の変更が必要か？ | 他の変更と同時に進行など、適宜変更してください。 なお、7月1日以前に変更することはできません。 |